

単 独

令和4年度施工

見積用

稲田浄水場施設浸水対策工事

参考資料

本資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有するものではない。

帯広市公営企業

設計説明書

1. 施工理由 本工事は、稲田浄水場施設浸水対策工事を行うものである。

2. 工期 契約上の着工日から令和5年3月20日まで。

3. 仕様 別紙「特記仕様書」による。

名 称	内 容	数 量	单 位	单 价	金 額	摘 要	回 既 成 部 分		摘 要
							数 量	金 額	
(3). 止水板工事									
第4ポンプ棟 西玄関 止水板	W1700×H1000	1	ヶ処						
同上 設置費		1	ヶ処						
第4ポンプ棟 吹抜 止水板	W2900×H1500	1	ヶ処						
同上 設置費		1	ヶ処						
第4ポンプ棟 階段 止水板	W1100×H1300	1	ヶ処						
同上 設置費		1	ヶ処						
導水ポンプ場 入口 止水板	W1200×H1200	1	ヶ処						
同上 設置費		1	ヶ処						
第3ポンプ棟 入口 止水板	W 800×H1200	1	ヶ処						
同上 設置費		1	ヶ処						
第3ポンプ棟 搬入口 止水板	W2530×H1400	1	ヶ処						
同上 設置費		1	ヶ処						
電気棟 入口 止水板	W1100×H 800	1	ヶ処						
同上 設置費		1	ヶ処						
電気棟 搬入口 止水板	W2530×H800	1	ヶ処						
同上 設置費		1	ヶ処						
浄水棟 東入口 止水板	W2000×H1000	1	ヶ処						
同上 設置費		1	ヶ処						

名称	内容	数量	単位	単価	金額	摘要	回既成部分		摘要
							数量	金額	
(5). 止水壁立上工事									
[第4ポンプ棟吹抜]									
平遣方		2	ヶ処						
根切	人力	4.9	m ³						
埋戻し	人力	4.1	m ³						
残土処分	場内敷きならし	0.8	m ³						
砂利地業	人力	0.3	m ²						
型枠	小型構造物用	6.0	m ²						
面木	A-30	2.9	m						
鉄筋	D10	23.0	kg						
鉄筋	D13	14.0	kg						
鉄筋加工組立	小型構造物	0.04	t						
捨てコンクリート	FC-18 S-18	0.1	m ³						
躯体コンクリート	FC-21 S-18	1.0	m ³						
捨てコンクリート 打設手間	小型構造物 人力打設	0.1	m ³						
躯体コンクリート 打設手間	小型構造物 人力打設	1.0	m ³						
型枠 運搬費		6.0	m ²						
鉄筋 運搬費		0.04	t						
打継目地 同上	20×20	9.6	m						
シーリング	ポリウレタン 20×10	9.6	m						

稲田浄水場施設浸水対策 工事

特記仕様書

● 共通事項特記仕様書

- I 工事概要及び範囲
- II 各 工 事

● 第1章 一般共通事項

○ 新営工事特記仕様書

- 第2章 仮 設 工 事
- 第3章 土 工 事
- 第4章 地 業 工 事
- 第5章 鉄 筋 工 事
- 第6章 コンクリート工事
- 第7章 鉄 骨 工 事
- 第8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事
- 第9章 防 水 工 事
- 第10章 石 工 事
- 第11章 タイル工事
- 第12章 木 工 事
- 第13章 屋 根 工 事
- 第14章 金 属 工 事
- 第15章 左 官 工 事
- 第16章 建 具 工 事
- 第17章 カーテンウォール
- 第18章 塗 装 工 事
- 第19章 内 装 工 事
- 第20章 ユニット及びその他工事

● 改修工事特記仕様書

- 第2章 仮 設 工 事
- 第3章 防水改修工事
- 第4章 外壁改修工事
- 第5章 建具改修工事
- 第6章 内装改修工事
- 第7章 塗装改修工事
- 第8章 耐震改修工事
- 第9章 環境配慮改修工事
- 第10章 屋 根 工 事
- 第11章 そ の 他

○ 建具工事特記仕様書

- 第2章 建 具 工 事

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市稲田町東2線8番地

2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	第4ポンプ場	鉄筋コンクリート造・2層建			
●	導水ポンプ室	鉄筋コンクリート造・平屋建			
●	第3ポンプ場	鉄筋コンクリート造・平屋建			
●	電気棟	鉄筋コンクリート造・2層建			
●	浄水棟	鉄筋コンクリート造・2層建			

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約上の着工日より 令和 5年 3月 20日まで

5. 別途工事

6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種				備考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びバルブ等の充填		○	○	○	補強は建築
上記の補強	○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、ヒーター、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
バルコニー・ルーフドレン等 排水金物	○			○	配管は衛生
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		

II 各工事

- 図面及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 平成31年版(各工事編)」(以下、「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書 平成31年版(各工事編)」(以下、「改修標準仕様書」という)、「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」(以下、「解体共通仕様書」という)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和元年10月版)」による。
- 特記事項の適用については次による。
 - 章は○印を、項目は▷印を塗りつぶしたものを適用する。
 - 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしない場合は*印をつけたものを適用する。
 - 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、(※)印のつけたものがある場合は、共に適用する。
 - 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
- この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
- 本工事における工事監理業務委託の有無 ○ 有 * 無
- 受注者の努力等により工期前に工事が完成し完成検査を受けた場合は、共通仮設費等の減額分の合計額が工事費の1/100を超える場合は、発注者と受注者が協議し工事請負額を減額できることとする。

6. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

● 第 1 章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
<p>▷ 1. 地元材等の優先使用</p> <p>▷ 2. 環境への配慮</p>	<p>本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）</p> <p>受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守する。</p> <p>(1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の7. からウ. を満たすものとする。</p> <p>7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。</p> <p>イ. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。</p> <p>ウ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。</p> <p>※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤</p> <p>(2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを積極的に選択・使用するよう努めること。</p> <p>(3) 工事中の留意事項 7. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。</p> <p>イ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置</p>

工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。

また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。

(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

【測定対象化学物質の種類及び指針値】

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)
* ホルムアルデヒド	0.08ppm (100μg/m ³)
* トルエン	0.07ppm (260μg/m ³)
* キシレン	0.05ppm (200μg/m ³)
* エチルベンゼン	0.88ppm (3,800μg/m ³)
* スチレン	0.05ppm (220μg/m ³)
○ パラジカドベンゼン(学校施設)	0.04ppm (240μg/m ³)

濃度測定 行う 行わない
 測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。
 測定回数 * 1回 2回
 測定時期 ※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。
 測定方式 拡散法(パッシブ方式)または厚生労働省が示す標準的な測定方法(アクティブ方式)により実施すること。
 分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。
 (測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正(ホルムアルデヒド)を行うこと。)

▷ 3. 地域材の優先使用

本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地元(管内)木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種類、産地等を工事監督員に報告すること。

▷ 4. 合法木材の使用

木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。

また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月林野庁)に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。

▷ 5. 特別な材料の工法

設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

▷ 6. 品質計画

建築基準法に定められた区分等
 ・ 風速 (V₀ = 30 m/s)
 ・ 地表面粗度区分 (I II III IV)
 ・ 垂直積雪量 (130 cm)

▶ 7. 工事写真

工程写真及び完成写真は、帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課「工事写真の撮りかた」による。

▶ 8. 技能士

(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告する。

ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。

<職種>

型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・スレート施工・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築タイル張・ALCパネル施工

カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・れんが積み施工・冷凍空気調和機器施工・建築配管・熱絶縁施工・建築板金（ダクト板金）

- (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付する。
- (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等

受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。

- (1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。
- (2) 工事現場の安全パトロールの励行を行う。
- (3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。
- (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (5) 公害防止に努める。
- (6) 公道の汚染防止に努める。
- (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議する。

▶ 10. 交通安全管理

受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。

- (1) 工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに工事の施工中の交通安全管理計画を策定し工事監督員に提出する。

なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。

- (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告する。
- (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに工事監督員に連絡した後、書面により報告する。
- (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。
- (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。

▶ 11. 工事完成時の提出図書等

工事が完成した時は、帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課「現場管理について」により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（A4版）に収納し提出する。

- (1) 完成図

	* 作成する	○ 作成しない
・ 縮小版製本（A3二つ折り）	● 2部	○ 3部
・ 100%製本	1部	
 - ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF）
CD-Rによる提出
 - ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し
 - ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し
- ※CADデータの貸与有りの場合

- ▶ 12. 高度技術・創意工夫
- ▶ 13. 電力基本料金
- ▶ 14. 発生材の処理等

* 完成図のCADデータ及びPDFデータ CD-Rによる

- (2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ ___部）
- (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書）

各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。

指導案内書 A4判カーを標準とする 1部
同上データ CD-Rによる 1式

- (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。
受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

本受電から引渡しまでの電力基本料金 * 本工事 ○ 別途

発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。

処分を行った場合は、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次により、工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告する。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

- 7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）
- 1. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを工事監督員に提出すること。

- (3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

種 類	アスファルト・コンクリート塊
処分場所	受入先： 山口重機有限会社
	片道運搬距離 (4.8 km)
種 類	建設発生木材
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	ガラス
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： 山口重機有限会社
	片道運搬距離 (4.8 km)
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業 者 名	(○ ○ ○ ○ ○)
許 可 番 号	x x x x x

(8) 建設副産物実態調査に基づき、当該工事受注後速やかに「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の必要事項を記載し工事監督員に提出すること。

また、実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、工事完成時に工事監督員へ提出するとともに、1年間保存すること。

なお、「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」は、建設副産物に係わる情報入力システム（一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（GOBRIS）等）により作成すること。この取扱いにより難しい場合、工事監督員と別途協議すること。

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理する。

▶ 15. 北海道循環資源利用促進税

▶ 16. 自主施工期間の施工条件	<p>自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。</p> <p>ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。</p> <p><工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事</p>
▶ 17. 季節労働者などの雇用	<p>工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。</p>
▶ 18. 下請負人等への支払いの適正化	<p>下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く(90日以内)するよう努める。</p>
▶ 19. 火災保険等	<p>工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱は次による。</p> <p>(1) 付保する保険 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。 なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。</p> <p>(2) 保険金 原則として請負代金額とする。</p> <p>(3) 保険の期間 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。 工事着手日 ~ 実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始すること)の初日をいう。 完成引渡し ~ 工期に14日追加した日とする。</p> <p>(4) 対象外工事 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。 (ア) 解体、撤去、分解又は片づけ工事 (イ) 外構工事</p> <p>(5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。</p> <p>(6) 保険証券等の提出 保険契約を締結(変更も含む)した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。</p> <p>(7) 協議 この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。</p>
▶ 20. 法定外の労災保険の付保	<p>本請負工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害(後遺障害、死亡を含む)を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p> <p>(2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」(以下、「法定外労災保険」)を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。</p>

- (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書
の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為
担当者へ提出しなければならない。
- (4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことによ
り、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注
者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加
契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保
険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支
出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- (5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約
に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保
険契約の事実のみを求めるものとする。
- 労働安全衛生法令で定める、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使
用が原則とされる作業については、墜落制止用器具（フルハーネス型）
を使用すること。
- 魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。
- 本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。
- (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現
場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、
快適トイレの設置を検討すること。
- (2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものと
する。ウ.については、必須ではないが、装備していればより快適
になると思われる項目なので、設置を検討すること。
- ア. 快適トイレに求める標準仕様
- (ア) 洋式便座
- (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活
用し臭い対策を取ること）
- (エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えが
なくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (カ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5
kg 以上）
- イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品
- (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (イ) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えな
いような配置等）
- (ウ) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (エ) 鏡付きの洗面台
- (オ) 便座除菌シート等の衛生用品
- ウ. 推奨する仕様、付属品
- (ア) 室内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）
- (イ) 擬音装置
- (ウ) 着替え台
- (エ) フラッパー機能の多重化
- (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）
- (3) 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。
- ア. 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が
現場にいない場合はこの限りではない。
- イ. 具体的な実施内容や設置時期については、施工計画書提出時に、
(2)の項目を満たすことを確認できる資料を工事監督員に提出し、
規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。
- ▷ 21. 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用
- ▶ 22. 現場環境改善
- ▷ 23. 快適トイレの設置

- ▶ 24. 建設業退職金共済制度
- ▶ 25. 工事標識

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。
 受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

009

工 事 名	稲田浄水場施設浸水対策工事
工 期	自令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
発 注 者	帯 広 市
監 理	帯広市上下水道部技術室水道課
受 注 者	

1,800

- ▶ 26. 工事实績情報の登録

注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地
 受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）

- ▶ 27. 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

- ▶ 28. 共同企業体編成表の提出

本工程を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ工事監督員に提出しなければならない。

- ▶ 29. 完成施設事後調査実施

帯広市工事請負契約に定める「かし担保」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。

- 一次調査
- ※ 一次調査及び二次調査

- ▶ 30. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。
 また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- (2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

- ▷ 31. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

- ▷ 32. 週休2日モデル工事

本工程は、「週休2日モデル工事」の対象工事である。
 (1) 建築、電気及び管工事のうち、受注者が希望する工事を「週休2日モデル工事」の対象とする。
 (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、監督員に申し出のうえ「週休2日モデル工事」として施工できる。

- (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）及び夏季休暇3日間（8月13日～15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (5) 4週8休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 [現場閉所率の算定方法]

$$K(\%) = A / B \quad \text{※} K: \text{現場閉所率}(\%)$$

$$A: \text{対象期間における現場閉所日数}$$

$$B: \text{対象期間の日数}$$
- (6) 現場閉所とは、現場作業を行っていない日とするため、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業や現場事務所での書類整理等の事務的内業を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (7) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (8) 発注者は、以下の①～③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。
7. 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）
補正係数1.05
- イ. 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
補正係数1.03
- ウ. 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
補正係数1.01
- (9) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
7. 工事着手前
- ・ 受注者は、現場閉所予定日を記載した計画工程表を施工計画書に添付し監督員へ提出する。
 - ・ 監督員は、受注者より受領した計画工程表により、週休2日が確保されていることを確認する。
 - ・ 「対象期間」の設定として、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。
4. 工事着手後
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所の状況等の確認のため工事週報等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出する。
 - ・ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事週報等により、定期的に現場閉所の状況、対象期間における現場閉所日数を確認する。

● 第 2 章 仮 設 工 事

項 目	特 記 事 項																													
▷ 1. 騒音・粉塵等の対策	(1) 防音パネル (2.1.3) ○ 設ける (設置範囲：図示) * 設けない (2) 防音シート ○ 設ける (設置範囲：図示) * 設けない																													
▶ 2. 足場等	(1) 内部足場： * 脚立足場 ○ 枠組棚足場 (2.2.1) (2) 外部足場： ● 設置する 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 (3) 災害防止 (2.2.1) ○ ネット状養生シート (○ 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類) ○ 養生防護棚 ○ 金網張 ○ 金網式養生柵 ○ 養生シート (○ 防災Ⅰ類 ○ 防災Ⅱ類) (4) 材料の運搬 (表2.2.1) ○ A種(二本構リフト等) ○ B種(トラッククレーン等) ○ C種(既存EV利用) ○ D種(既存階段) ○ E種(登り桟橋等)																													
▶ 3. 養生	(1) 既存部分・既存家具・既存設備等の養生： (2.3.1) * 行わない ○ 行う 養生方法 * ビニルシート ○ _____ (2) 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管 * 行わない ○ 行う 養生の方法 * ビニルシート ○ _____ 保管場所 _____ (3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動： * 行わない ○ 行う 移動場所 _____																													
▷ 4. 仮設間仕切り等	(1) 仮設間仕切り等の種別 (2.3.2 表2.3.1)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下 地</th> <th>材 質</th> <th>充填材</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ A種</td> <td>○ 木下地</td> <td>* せっこうボード (*9.5)</td> <td>厚さ mm</td> <td>○ 片面</td> </tr> <tr> <td>○ B種</td> <td>* 軽量鉄骨</td> <td>○ 合板 (*9.0)</td> <td>—</td> <td>* 無し</td> </tr> <tr> <td>○ C種</td> <td>○ 単管下地</td> <td>○ 防災シート</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設扉</td> <td>* 木製扉</td> <td>* 合板張り程度</td> <td>—</td> <td>* 無し</td> </tr> <tr> <td>○ 鋼製扉</td> <td>* 片面フラッシュ程度</td> <td>—</td> <td>○ 有り</td> </tr> </tbody> </table>	種別	下 地	材 質	充填材	塗 装	○ A種	○ 木下地	* せっこうボード (*9.5)	厚さ mm	○ 片面	○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板 (*9.0)	—	* 無し	○ C種	○ 単管下地	○ 防災シート	—	—	仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	* 無し	○ 鋼製扉	* 片面フラッシュ程度	—	○ 有り
種別	下 地	材 質	充填材	塗 装																										
○ A種	○ 木下地	* せっこうボード (*9.5)	厚さ mm	○ 片面																										
○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板 (*9.0)	—	* 無し																										
○ C種	○ 単管下地	○ 防災シート	—	—																										
仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	* 無し																										
	○ 鋼製扉	* 片面フラッシュ程度	—	○ 有り																										
▶ 5. 監督員事務所及び備品等	(2) 設置箇所：図面による (1) 監督員事務所 (2.4.1) ○ 設ける * 設けない (* 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡) 程度 (2) 設備、備品は次に掲げるものの中から工事監督員との協議による。 机・椅子・書棚・黒板・寒暖計・ゴム長靴・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯・受注者加入電話の子機・衣類ロッカー・暖房機器・消火器・湯沸器・掃除機等																													

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6. 工事用便所 ▶ 7. 工事用水 ▶ 8. 工事用電力 ▷ 9. 指定仮設 ▷ 10. 交通誘導警備員 	<p>* 設ける</p> <p>構内既存の施設 ● 利用できる (* 有償 ● 無償) * 利用できない</p> <p>構内既存の施設 ● 利用できる (* 有償 ● 無償) * 利用できない</p> <p>* 仮設計画図による。</p> <p>建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。</p> <p>なお、交通誘導員の区分、配置位置及び設置日数は、次による。</p> <p>区分：○ 交通誘導警備員A ○ 交通誘導警備員B</p> <p>位置：図面による。 設置日数：_____</p> <p>警備員詰所：(○ 設ける ○ 設けない)</p> <p>表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th> <th style="text-align: center;">交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td>交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> <td>交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	交通誘導警備員A	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分								
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A								
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	交通誘導警備員A								
上記以外の路線	交通誘導警備員B								
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 11. 清掃員 	<p>建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。</p>								

● 第 3 章 防水改修工事

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 降雨等に対する養生方法	改修工事標準仕様書3.1.3(5)(7)～(9)による。 (3.1.3)
▷ 2. ルーフドレン回りの処理	改修用ドレン (3.2.5) (POAS、POAS I、POD、POD I、POS、POS I、POX工法の場合) * 設ける ○ 設けない
▷ 3. 既存下地の処理	(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等 * 図示 (3.2.6) (2) POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置 (3.2.6) * 改修標準仕様書 3.2.6(4)(ウ)(g)①～③による ○ _____
▷ 4. 既存防水層表面の仕上げ塗装	(3) 架台回り等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理 (3.2.6) * 図示 ○ _____ * 除去する ○ 除去しない (3.2.6) (M4AS、M4AS I、M4C、M4D I、L4X工法の場合)
▷ 5. 断熱材	各断熱工法で使用する断熱材は、ノンフロン仕様とする。
▷ 6. アスファルト防水	(1) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 改修標準仕様書 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示 (2) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 改修標準仕様書 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示

- (3) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.3.2)
 材質: * アルミニウム ○ _____
 形状: * L-30×15×2.0 ○ _____
- (4) 屋根保護防水断熱工法の断熱材の材質及び厚さ: (3.3.2)
- (5) 屋根露出防水断熱工法の断熱材の材質及び厚さ (3.3.2)
- (6) 絶縁用シート (3.3.2)
 7. 屋根保護防水密着工法又は屋根保護防水絶縁工法
 * ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上 ○ _____
 4. 屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法
 * フラットヤーンクロス 70g/m²程度 ○ _____
- (7) 保護コンクリート (3.3.2)
 7. 設計基準強度: * 18N/mm² ○ _____ N/mm²
 4. スランプ: * 15cm ○ 18cm
- (8) 立上り部保護: * 設けない } ○ コンクリート (3.3.2)
 ○ 設ける } ○ 普通れんが及び化粧れんが
 ○ 乾式
- (9) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.3.3 表3.3.3~10)
- (10) 既存の保護層並びに防水層の立上り部撤去
 * 改修標準仕様書 表3.1.1による ○ 行わない
- (11) 脱気装置の種類及び設置数量
 (M3D、POD、PODI、M3DI、M4DI工法の場合)
 * アスファルトルーフィング類製造所の指定による
 ○ _____
- (12) 屋根露出防水絶縁断熱工法におけるルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置: (3.3.4)
 * 図示 ○ _____
- (13) 平場の保護コンクリートの厚さ (3.3.5 表8.1.5)
 7. こて仕上げ
 * 80mm以上 ○ _____
 床面の仕上がり平坦さ ○ a種 ○ b種 ○ c種
 4. 床タイル張り等仕上げ
 * 60mm以上 ○ _____
- (14) 保護層等の屋上排水溝: (3.3.5)
 ○ 設けない ○ 設ける (図示)
- ▷ 7. 改質アスファルトシート防水
- (1) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.4.2~3 表3.4.1~3)
- (2) 改質アスファルトシートの種類及び厚さ: (3.4.2)
 * 公共建築改修工事標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
 ○ _____
- (3) 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ: (3.4.2)
 * 公共建築改修工事標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
 ○ _____
- (4) 押え金物の材質及び形状寸法:
 7. 材質 * アルミニウム ○ _____
 4. 形状 * L-30×15×2.0 ○ _____
- (5) 断熱材 (3.4.2)
- (6) M3AS、POAS、M3ASI、M4ASI、POASI工法の脱気装置の種類及び設置数量 (3.4.3)
 * 改質アスファルトシート製造所の指定による

▷ 8. 合成高分子系ルーフィングシート防水

-
- (7) M3ASI、M4ASI、POASI工法における防湿層シートの設置 (3.4.3)
- 設ける ○ 設けない
- (1) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.5.2~4 表3.5.1~3)
- (2) 既存防水層(立上り部等)の撤去(POS(機械), POSI(機械), M4S, M4SI, S4S(機械), S4SI(機械)の場合) (3.1.4)
- * ルーフィング類製造所の仕様による ○ 行わない
- (3) ルーフィングシート(JIS A 6008)の種類及び厚さ: (3.5.2)
- * 公共建築改修工事標準仕様書表3.5.1~表3.5.3による
-
- (4) 固定金具の材質及び寸法形状
- 材料 * 防錆処理した鋼板 ○ ステンレス鋼板
- (8) S-M2及びSI-M2で立上りが接着工法の場合の立上りシートの厚さ (表3.5.1~2)
- * 1.5mm ○
- (9) 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.5.1~2)
- * 合成高分子系ルーフィングシート防水製造所の指定による
-
- (10) S-M2及びSI-M2の防湿用フィルムの設置 (表3.5.2)
- * 図示 ○
- (11) S-C1の工程4のモルタルの塗厚 (表3.5.2)
- mm
- (12) プレキャストコンクリート下地の場合の目地処理(接着工法) (3.5.4)
- * 図示 ○
- (13) プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1又はSI-F1の場合) (3.5.4)
- * 図示 ○
- (14) 一般部のルーフィングシートの張付け(機械式固定工法の場合) (3.5.4)
- 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
- * 適用する ○ 適用しない
- (15) 立上り部の保護モルタルの塗厚(屋内保護密着工法の場合) (3.5.4)
- * 7mm以下 ○

▶ 9. 塗膜防水

- (1) ウレタンゴム系塗膜防水の種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.6.3 表3.6.1~2)

施工箇所	工法	種別	脱気装置の種類及び設置数量	仕上塗材
第4棟'77'場	○ POX	* X-1	X-1:	* シルバー
		● X-2	* 主材料製造所の指定による	○ カラー
	○ L4X	○ X-1	* 塗膜防水製造所の仕様による	
		* X-2		

- ※ 仕上塗料の使用量 (表3.6.1)
- * 塗膜防水製造所の指定による
-
- ※ ウレタンゴム系塗膜防水工事において、特定化学物質含有材料を使用する場合は、「特定化学物質障害予防規則」に基づく措置を適切に講じること。

- (2) ゴムアスファルト系塗膜防水の種別及び工程

施工箇所	工法	種別	工程数	保護層
	<input type="radio"/> P1Y	* Y-2	<input type="radio"/> _____	<input type="radio"/> 設ける <input type="radio"/> 設けない
	<input type="radio"/> P2Y			

材料使用量

* 塗膜防水製造所の仕様による

▶ 10. シーリング

(1) 改修工法等 (3.1.4 表3.1.2)

施工箇所	改修工法
図示	シーリング充填工法
	シーリング再充填工法
	拡幅シーリング再充填工法
	ブリッジ工法

(2) シーリング材の種類及び施工箇所 (3.7.2)

下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類
図示	変成シリコン系 MS-2

(3) シーリング材の目地寸法 * 図示 (3.7.3)

(4) 接着性試験 (3.7.8)

* 行う (* 簡易接着性試験 引張接着性試験)
 行わない

▷ 11. とい

(1) といその他の材種： (3.8.2)

 配管用鋼管 硬質ポリ塩化ビニル管

(2) とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 (3.8.2)

(3) 防露材のホルムアルデヒド放散量： (3.8.2)

* F☆☆☆☆ _____

(4) 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法： (3.8.3)

* 図示 _____

(5) 鋼管製といの防露巻き： (3.8.3)

* 改修標準仕様書 表3.8.4による _____(6) たてどい受金物の取付け： * 図示 _____ (3.8.3)

(7) ルーフドレンの取付け： (3.8.3)

* 水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

▷ 12. アルミニウム製笠木

(1) 部材の種類 (3.9.2 表3.9.1)

 250形 300形 350形 その他(図示)

(2) 板材折曲げ形の笠木本体幅及び板厚 (3.9.2)

 笠木本体幅 _____ mm 板厚*2.0mm _____ mm

(3) 表面処理の種別 (3.9.2 表5.2.2)

 AB-1種 AB-2種 AC-1種 AC-2種 BA-1種 BA-2種 BB-1種 BB-2種 BC-1種 BC-2種 C種

(4) 既存笠木等の撤去及び新規アルミニウム笠木の下地補修工法 (3.9.3)

* 図示 _____

(5) 板材折曲げ形の取り付け方法： (3.9.3)

* 図示 _____

(6) 笠木の固定金具の工法等： (3.9.3)

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法

* 適用する

 適用しない

▷ 13. 保証

防水工事の保証期間は、(* 10年 年)とする。

○ 第 4 章 外壁改修工事

● 第 5 章 建具改修工事

項 目	特 記 事 項																																													
▶ 1. 改修工法	(1) ○ かぶせ工法 ● 撤去工法 (5.1.3) ※ 両方適用の場合の区分は、図示																																													
	(2) 新規に建具を設置する場合 (5.1.3) 壁部分の開口の開け方、新規建具周囲の補修方法及び範囲 * 図示																																													
▷ 2. 防火戸	(1) 防火戸の指定： (5.1.4) (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動： (5.1.4) * 建具表による ○																																													
▷ 3. 見本の製作等 取付け調整等	(1) 建具見本の製作： * 行わない (5.1.5) ○ 行う（建具表により指定する。） (2) 特殊な建具の仮組： * 行わない (5.1.5) ○ 行う（建具表により指定する。） (3) ブラインドボックス等の再使用 * 行わない (5.1.6) ○ 行う（建具表により指定する。） (4) 防犯建物部品： * 適用する (5.1.7) ○ 適用しない																																													
▶ 4. アルミニウム製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級 (5.2.2)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>* A種</th> <th>○ B種</th> <th>○ C種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枠の見込寸法 (mm)</td> <td>* 70(注) ○ 100</td> <td>* 70(注) ○ 100</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>耐 風 圧 性</td> <td>S-4</td> <td>S-5</td> <td>S-6</td> </tr> <tr> <td>気 密 性</td> <td colspan="2">A-3</td> <td>A-4</td> </tr> <tr> <td>水 密 性</td> <td colspan="2">W-4</td> <td>W-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 形式が引違い・片引き・上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合のA種、B種の枠の見込みは100mmとする。</p> <p>(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 * 図示 (3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 * 図示 (4) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 * 図示 (5.2.2)</p> <p>(5) 外部に面する建具の断熱性能による等級</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>枠見込寸法(mm)</th> <th colspan="2">断熱性能による等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引き違い</td> <td>○ 70</td> <td>○ H-1</td> <td>○ H-2 (枠絶縁)</td> </tr> <tr> <td>引き違い</td> <td>○ 100</td> <td>○ H-2 (枠絶縁)</td> <td>○ H-3 (枠・障子絶縁)</td> </tr> <tr> <td>開 き</td> <td>○ 70</td> <td>○ H-1</td> <td>○ H-2 (枠絶縁)</td> </tr> <tr> <td>開 き</td> <td>○ 100</td> <td>○ H-2 (枠絶縁)</td> <td>○ H-3 (枠・障子絶縁)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F I X</td> <td>● 70</td> <td rowspan="2">○ H-2 (枠絶縁)</td> <td rowspan="2">○ H-3 (枠・障子絶縁)</td> </tr> <tr> <td>○ 100</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	* A種	○ B種	○ C種	枠の見込寸法 (mm)	* 70(注) ○ 100	* 70(注) ○ 100	○	耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6	気 密 性	A-3		A-4	水 密 性	W-4		W-5	種 類	枠見込寸法(mm)	断熱性能による等級		引き違い	○ 70	○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)	引き違い	○ 100	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)	開 き	○ 70	○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)	開 き	○ 100	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)	F I X	● 70	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)	○ 100
種 別	* A種	○ B種	○ C種																																											
枠の見込寸法 (mm)	* 70(注) ○ 100	* 70(注) ○ 100	○																																											
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6																																											
気 密 性	A-3		A-4																																											
水 密 性	W-4		W-5																																											
種 類	枠見込寸法(mm)	断熱性能による等級																																												
引き違い	○ 70	○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)																																											
引き違い	○ 100	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)																																											
開 き	○ 70	○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)																																											
開 き	○ 100	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)																																											
F I X	● 70	○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)																																											
	○ 100																																													
	(6) 建具の表面処理 (5.2.4 表5.2.2)																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建 具 部 位</th> <th>種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外部に面する建具</td> <td>種別： * BB-1種 ○ BB-2種 ○</td> </tr> <tr> <td>色： ● ブラウン系 ○ ブラック (* 標準色 ○ 特注色)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内の建具</td> <td>種別： * BC-1種 ○ BC-2種</td> </tr> <tr> <td>色： ● ブラウン系 ○ ブラック ○ ステンカラー (* 標準色 ○ 特注色)</td> </tr> </tbody> </table>	建 具 部 位	種 別	外部に面する建具	種別： * BB-1種 ○ BB-2種 ○	色： ● ブラウン系 ○ ブラック (* 標準色 ○ 特注色)	屋内の建具	種別： * BC-1種 ○ BC-2種	色： ● ブラウン系 ○ ブラック ○ ステンカラー (* 標準色 ○ 特注色)																																					
建 具 部 位	種 別																																													
外部に面する建具	種別： * BB-1種 ○ BB-2種 ○																																													
	色： ● ブラウン系 ○ ブラック (* 標準色 ○ 特注色)																																													
屋内の建具	種別： * BC-1種 ○ BC-2種																																													
	色： ● ブラウン系 ○ ブラック ○ ステンカラー (* 標準色 ○ 特注色)																																													

	(7) 結露水の処理方法： * 図示 ○ _____ (5.2.4)
	(8) 水切り板、ぜん板等： * 図示 ○ _____ (5.2.5)
▷ 5. 網戸	(1) 防虫網の材種： * ガラス繊維入り合成樹脂製 (5.2.3 5.3.3)
▷ 6. 樹脂製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級 (5.3.2 表5.3.1)
	(2) 外部に面する建具の遮音性能等級 (5.3.2 表5.3.2)
	(4) ガラス： * 複層ガラス ○ 単板ガラス ○ 三重ガラス (5.3.3)
	(5) 表面色： ○ 標準色(白) ○ 特注色 _____ (5.3.4)
	(6) 水切り板、ぜん板等： * 図示 ○ _____ (5.3.5)
▷ 7. 鋼製建具	(1) 簡易気密型ドアセット： ○ 適用する (5.4.2 表5.4.1)
	(2) 耐風圧性(外部) (5.4.2)
	(3) 防音ドアセット、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5.4.2)
	(4) 断熱ドアセット、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5.4.2)
	(5) 耐震ドアセットとする場合の面内変形追随性の等級 (5.4.2)
	(6) 鋼板類 (5.4.3)
	(7) 鋼板の厚さ： * 表5.4.2による ○ 図面による (5.4.4)
▷ 8. 鋼製軽量建具	(1) 簡易気密型ドアセット ○ 適用する(A-3) (5.5.2)
	(2) 防音ドアセット、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5.5.2)
	(3) 断熱ドアセット、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 (5.5.2)
	(4) 耐震ドアセットとする場合の面内変形追随性の等級 (5.5.2)
	(5) 鋼板 ○ 亜鉛めっき鋼板 ○ ビニル被覆鋼板 (5.5.3)
	(6) 召合わせ、縦小口包み板等の材種 (5.5.3)
	(7) 鋼板の厚さ： * 表5.5.1による ○ 図面による (5.5.4)
▷ 9. ステンレス製建具	(1) 簡易気密型ドアセット： ○ 適用する ○ 適用しない (5.6.2)
	(2) 耐風圧性(外部)： ○ S-4 ○ S-5 ○ S-6
	(3) ステンレス鋼板 (5.6.3)
	(4) 表面仕上げ： * HL ○ 鏡面 (5.6.4)
	(5) 曲げ加工： * 普通曲げ ○ 角出し曲げ (5.6.5)
▷ 10. 木製建具	(1) 建具材の含水率の種別： ○ A種 * B種 ○ C種
	(2) フラッシュ戸の表面材及び表面厚さ(mm) (16.7.3)
	(3) 工法
▷ 11. 建具用金物	(1) 材質、形状及び寸法 (5.7.2 16.8.2)
	(2) 取付施工 (5.7.3)
	(3) マスターキー： ○ 製作する * 製作しない (5.7.4)
	(4) 鍵： * 3本1組 ○ _____ (5.7.4)
	(5) 鍵箱： ○ 無し ○ 有り (5.7.4)
▷ 12. 自動ドア開閉装置	(1) 駆動装置の性能値 (5.8.2)
	(2) 多機能トイレ出入口用駆動装置の性能値 (5.8.2)
	(3) 検出装置の性能
	(4) 戸の開閉方法は、建具表による。 (5.8.3)
	(5) 引き戸用検出装置の種類
	(5) 凍結防止措置： (5.8.3)
▷ 13. 自閉式上吊り引戸装置	性能：表5.9.1による。 ○ _____ (5.9.3)
▷ 14. 重量シャッター	(1) 型式及び機構 (5.10.2)
	(2) 耐風圧強度： _____ (5.10.2)
	(3) 開閉方法による種類 (5.10.2 表5.10.1)
	(4) 保護装置 (5.10.2)
	(5) シャッターケース(防火、防煙以外のもの) (5.10.2)
	(6) 注意喚起装置 ○ 音声発生装置 ○ 注意灯の設置
	(7) 吹雪止め 吹き込み防止用サイドシール(3方)を設ける
	(8) スラット及びシャッターケースの材質 (5.10.3)
▷ 15. 軽量シャッター	(1) 開閉形式による種類 * 手動式 (5.11.2)
	(2) 耐風圧強度： _____ N/m ² (5.11.2)
	(3) スラットの材質の種類 (5.11.3)

▷ 16. オーバーヘッドドア	(4) スラットの形状 * インターロッキング形 (5.11.4)
	(5) 表面塗: * 標準色 ○ 指定色 (焼付け塗装) (5.12.2~3)
▷ 17. ガラス	(1) ガラスの種類、厚さ及び性能区分等は建具表による。 (5.13.2)
	(2) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ (5.13.3)
	(3) 熱線反射ガラスの映像調整 (5.13.4)
▷ 18. ガラスブロック積み	(1) 表面形状 ○ 図面による (5.13.5)
	(2) 壁用金属枠、補強材: 図面による (5.13.5)
	(3) カ骨の材質、寸法、形状 (5.13.5)
	(4) 化粧目地モルタル 色: _____ (5.13.5)
	(5) シーリングの種類 ○ 図面による (5.13.5)
	(6) 金属製化粧カバー、材質、寸法、形状 * 図示 (5.13.5)
	(7) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 (5.13.5)
	(8) ガラスブロックの目地幅の寸法: (5.13.5)
	(9) 伸縮調整目地の位置: (5.13.5)
	(10) 目地部のカ骨の補強方法: (5.13.5)

- 第6章 内装改修工事
- 第7章 塗装改修工事
- 第8章 耐震改修工事
- 第9章 環境配慮改修工事
- 第10章 屋根工事
- 第11章 その他

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 埋戻し及び盛土	(公共建築工事標準仕様書3.2.3)(表3.2.1) ○ A種 * B種 ○ C種 ○ D種 C種の場合 (建設発生土受入量: _____ m ³ (発生場所: _____)
▶ 2. 建設発生土等の処理	○ 場外搬出 (約 _____ km (捨て場所住所: _____) (管理者: _____) 捨て土均し (○ 有り ○ 無し) (3.2.5) ○ 構内敷均し ● 構内指示の場所に堆積 (打合せよる)
▷ 3. 棟番号	(1) 図面図示の箇所に (* 設置 ○ 記入)
▷ 4. 換気口	(1) 室内 プラスチック製 寸法φ150 床下 * 鋳鉄製 寸法160×375 (防虫網付き) ○ 樹脂製
▷ 5. バルコニー排水、ドレンパイプ	(1) 排水ドレイン φ50 (BOLA) 白ガス管 φ50
▷ 6. 連絡板	(1) B L規格品 ○ 6戸用 ○ 戸用

● 共通事項特記仕様書

- I 工事概要及び範囲
- II 各 工 事

● 第1章 一般共通事項

● 機械設備工事特記仕様書

- 工 事 概 要
- 機械設備共通事項
- 空気調和設備
- 暖房設備
- 冷房設備
- 換気設備
- 排煙設備
- 給油設備
- 自動制御設備
- 給水設備
- 排水設備
- 給湯設備
- 衛生器具
- 消火設備
- 方入設備
- 厨房機器
- 環境配慮改修工事

● 工 事 概 要

項 目	特 記 事 項			
▶ 1. 工事種目	名 称	新 設	改 修	摘 要
	空気調和設備工事※	○ 一式	○ 一式	
	暖房設備工事※	○ 一式	○ 一式	
	冷房設備工事※	○ 一式	○ 一式	
	換気設備工事	○ 一式	○ 一式	
	排煙設備工事	○ 一式	○ 一式	
	給油設備工事	○ 一式	○ 一式	
	自動制御設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外給水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内給水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外排水設備工事	○ 一式	● 一式	
	屋内排水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内給湯設備工事	○ 一式	○ 一式	
	衛生器具設備工事	○ 一式	○ 一式	
	消火設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	厨房機器設備工事	○ 一式	○ 一式	
	環境配慮改修工事	○ 一式	○ 一式	
		○ 一式	○ 一式	
※ 種目は●印を付したものを適用する ※ 空気調和設備工事とは、空調機等を設置し暖冷房を行う工事をいう ※ 暖房設備工事とは、直暖や個別暖房のみの工事をいう ※ 冷房設備工事とは、個別冷房のみの工事をいう				

● 機 械 設 備 共 通 事 項

項 目	特 記 事 項												
▶ 1. 配管 1) 配管材料													
	管 種	施 工 区 分											
	冷温水	冷却水	蒸気	温水	給油	冷媒	給水	給湯	排水	通気	消火	ガス	雨水
○ 配管用炭素鋼管(白)													
○ " (黒)													
○ 圧力配管用炭素鋼管(黒)													
○ 塩ビライニング鋼管(VA)													
○ " (VB)													
○ 排水用塩ビライニング鋼管													
○ 耐熱性塩ビライニング鋼管													
○ 外面被覆鋼管													
○ ナイロンコーティング鋼管													
● ステンレス鋼管									●				
○ 銅管(M)													
○ 保温付被覆銅管													
○ 被覆銅管													
○ ビニル管(VP)													
○ " (VU)													
○ 樹脂管													
○ 耐火二層管													

- 冷却水管 ○ 給湯管 ○ 受水タンク ○ 高置タンク
- 貯湯タンク ○ 給湯用膨張タンク

高周波洗浄もしくは同等以上の方法による

飲料水管の場合は、端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う

▷ 2. 保温

標準仕様書第2編3. 1. 4及び5のうち保温材及び外装材は次による

断熱材は、特定フロン、代替フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと

1) 配管

- 保温材 ○ グラスウール ()
 ○ ロックウール ()
 ○ ポリスチレンフォーム ()
- 外装材 ⅰ) 屋内露出
 ○ 合成樹脂カバー ()
 ○ アルミガラスクロス ()
 ○ その他 () ()
- ⅱ) 機械室・倉庫
 ○ アルミガラスクロス ()
 ○ その他 () ()
- ⅲ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中
 ○ アルミガラスクロス ()
 ○ その他 () ()
- ⅳ) 床下・暗渠内
 ○ 着色アルミガラスクロス ()
 ○ アルマット ()
 ○ 保温なし ()
 ○ その他 ()

2) ダクト

外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温を行う

- 保温材 ○ グラスウール ()
 ○ ロックウール ()
 ○ ポリスチレンフォーム ()
 ○ その他 ()

- 外装材 ⅰ) 屋内露出
 ○ 合成樹脂カバー ○ カラー亜鉛鉄板
 ○ アルミニウム板 ○ ステンレス鋼板
 ○ アルミガラスクロス ○ その他 ()
- ⅱ) 機械室・倉庫
 ○ アルミガラスクロス ○ カラー亜鉛鉄板
 ○ アルミニウム板 ○ ステンレス鋼板
 ○ 合成樹脂カバー ○ その他 ()
- ⅲ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中
 ○ アルミガラスクロス
 ○ その他 ()
- ⅳ) 外気取入用ダクト及び排気用ダクト
 ○ アルミガラスクロス
 ○ その他 ()

- 範囲 ⅰ) 外気取入用ダクト ○ 全て
 ⅱ) 排気用ダクト ○ 全て
 ○ その他 (外壁より1.5m以内)

3) 機器類

- 冷温水ヘッダー ○ 冷水ヘッダー ○ 冷温水タンク
 - 冷水タンク ○ 温水タンク ○ 蒸気ヘッダー
 - 温水ヘッダー ○ 熱交換器 ○ 還水タンク
 - 膨張タンク
- 保温材 ○ グラスウール ○ ロックウール

- 4) 冷媒被覆銅管
- 5) 煙道
排気筒
- 6) 消音内貼り
- ▷ 3. 塗装
- ▷ 4. ダクト及びダクト付属品
 - 1) ダクト
 - 2) チャンパー等
 - 3) 防雪フード
 - 4) 排気フード
 - 5) セルフフード
 - 6) 風量測定口

○ その他 ()
 外装材 ○ カラー亜鉛鉄板 ○ 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板
 ○ ステンレス鋼板 ○ その他 ()

外 径	6.35	9.52	12.7 ~ 50.8
被覆厚			

保温材 ○ ロックウール ○ その他 ()
 外装材 ○ カラー亜鉛鉄板 ○ 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板
 ○ ステンレス鋼板 ○ その他 ()

施工方法は標準仕様書の当該事項による
 施工箇所は図示したダクト及びチャンパー類とする
 使用材料 ○ グラスウール ○ その他 ()
 厚さ ○ 25mm ○ 50mm

消音内貼チャンパーの寸法は外法寸法とする

ラス押え ○ 有 () ○ 無

イ. 屋内露出は、室内環境対応・配慮形塗料又は水性系塗料の合成樹脂調合ペイントとする。但し煙道、煙突は耐熱塗装とする

ロ. 裸管 ○ 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント
 ・ 蒸気管 機械室内は、アルミニウムペイント
 居室及び隠ぺいは、さび止めペイント

ハ. 支持金物及び架台類

○ 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント

ニ. ダクト * 合成樹脂調合ペイント

ホ. その他 ○ アルミニウムペイント ○ 調合ペイント

方式 ○ 低圧 ○ 高圧1 ○ 高圧2

○ その他 ()

工法 ○ アングルフランジ ()

○ コーナーボルト ()

(○ 共板フランジ ○ スライドオンフランジ)

種別 ○ 鉄板 ()

○ スパイラルダクト ()

○ 硬質塩化ビニル管 (VU) ()

○ 矩形 (アングルダクト工法) ()

○ その他 ()

イ. 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンパー、ホッパーには排水を設ける

ロ. シーリングディフューザーには下記の接続ボックスを設ける

イ) ネック径200φ以下 : 400×400×250H

ロ) " 200φをこえるもの : 500×500×300H

ハ. 線状吹出口には、下記の接続ボックスボックスを設ける

イ) BL-S、BL-D : 200×(長さ+100)×300H

ロ) BL-T、BL-K : 250×(長さ+100)×300H

ニ. 天井付制気口には、特記なき場合(制気口寸法+100)×250Hの接続ボックスを設ける

イ. 材質 ステンレス鋼板製 ○ SUS430
 ○ SUS304
 ○ その他 ()

ロ. 板厚 () mm

イ. 幕板 ○ 本工事 ステンレス鋼板製 ○ SUS430
 ○ SUS304

○ 別途工事 ○ () mm

○ 丸形フード ○ 防風形フード ○ その他 ()

材質 ○ ステンレス製

○ アルミニウム製

○ その他 ()

取付箇所 1. 特記した風量調整ダンパーの上流又は下流

- 2. 送排風機、空調機に近接した風道の部分
 - 3. 外気取入風道の部分
 - 4. その他指定部分
5. 制気口
1) 吹出口・吸込口
- 材質 ○ 樹脂製 ()
○ 鋼板製
○ アルミニウム材製
○ その他 ()
6. 貫通部の処理
1) 穴埋補修
2) 防火区画の処理
- 穴埋補修は無収縮モルタル又はロックウール保温材で補修する
なお、ロックウール保温材の場合は脱落防止の措置を施す
イ. 不燃材料の配管で貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で埋める
ロ. 不燃材料以外の配管で貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする
ハ. スパンドレルについてセルフードは抵触しない事
イ. インサート金物は、吊りボルトに対し、適正なサイズのものを選定する
ロ. 断熱材使用箇所におけるインサート金物は、断熱インサート金物とする
ハ. 吊り用ボルトは、ピット内及び床下は被覆全ねじ又はステンレス鋼(SUS304)とする径は標準仕様書(第2編 第2章の2.6.3)による
イ. 標準仕様書(第2編 第2章の2.2.27)による
ロ. 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ
※つば付き鋼管スリーブ
○非加硫ブチルゴム系止水材(使用部位:)
7. 吊り及び支持
8. スリーブ
9. はつり及び穴あけ(改修工事等)
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則として、ダイヤモンドカッターによる
口径は、原則として管の外径(保温されるものにあつては保温材の厚さを含む)より20mm程度大きなものとする
10. 耐震措置
- 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(日本建築センター発行)に基づき、耐震施工を行う
○ 一般の施設 ○ 特定の施設 ○ 甲類 ○ 乙類
(1) 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(Ks)

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) () 内の数値は防振支持機器の場合に適用する
(2) 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(Ks)

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器と

1) コンクリート強度	機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋			
	強度	<input type="radio"/> 16N/mm ²	<input type="radio"/> 18N/mm ²	<input type="radio"/> 21N/mm ²
	スランプ	cm	cm	cm
	施工箇所			
	鉄筋種別	異形鉄筋 <input type="radio"/> SD295 <input type="radio"/> SD345 <input type="radio"/> SD390		
	補強筋	壁開口部	<input type="radio"/> 基準配筋による	<input type="radio"/> 構造図面による
		床開口部	<input type="radio"/> 基準配筋による	<input type="radio"/> 構造図面による
		その他	<input type="radio"/> 基準配筋による	<input type="radio"/> 構造図面による
▷ 16. 使用機材	使用する機材は帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課「令和3年度版帯広市設備機材等指定名簿」による			
▷ 17. 型番等	図面中の機器表等の型番は参考型番とし、同等品以上とする			

- 空気調和設備
- 暖房設備
- 冷房設備
- 換気設備
- 排煙設備
- 給油設備
- 自動制御設備
- 給水設備
- 排水設備

項目	特記事項
▶ 1. 排水方式	イ. 汚水 <input type="radio"/> 自然流下 <input type="radio"/> 強制排水 ロ. 雑排水 <input type="radio"/> 自然流下 <input type="radio"/> 強制排水 ハ. 雨水 <input type="radio"/> 自然流下 <input checked="" type="radio"/> 強制排水
▶ 2. 排水方法	イ. 汚水 <input type="radio"/> 下水道接続 <input type="radio"/> 地下浸透 <input type="radio"/> () ロ. 雑排水 <input type="radio"/> 下水道接続 <input type="radio"/> 地下浸透 <input type="radio"/> () ハ. 雨水 <input type="radio"/> 下水道接続 <input type="radio"/> 地下浸透 <input checked="" type="radio"/> (屋外放水)
▷ 3. 排水樹及び蓋	イ. インバート樹 <input type="radio"/> コンクリート樹 <input type="radio"/> 角型 <input type="radio"/> 丸型 <input type="radio"/> 市販コンクリート管 <input type="radio"/> 現場打 <input type="radio"/> 塩ビ樹【蓋 <input type="radio"/> 塩ビ <input type="radio"/> T8】 <input type="radio"/> 帯広市型 <input type="radio"/> 保護樹 ロ. ため樹 <input type="radio"/> コンクリート樹 <input type="radio"/> 角型 <input type="radio"/> 丸型 <input type="radio"/> 市販コンクリート管 <input type="radio"/> 現場打 <input type="radio"/> 塩ビ樹【蓋 <input type="radio"/> 塩ビ <input type="radio"/> T8】 <input type="radio"/> その他 (市・町・村・型) ハ. 蓋 <input type="radio"/> 鋳鉄製 (<input type="radio"/> 耐重 <input type="radio"/> 重畳 <input type="radio"/> 軽畳) <input type="radio"/> コンクリート製 <input type="radio"/> その他 (市・町・村・型) イ. 方式 <input type="radio"/> 長時間ばっ気
▷ 3. 浄化槽設備	

<p>▷ 4. 清掃消毒</p> <p>▷ 5. その他</p>	<p>○ 回転板接触 ○ 接触ばっ気方式 ○ その他 ()</p> <p>ロ. 形式 ○ 現場施工型 ○ ユニット型 処理対象 ○ 汚水 ○ 雑排水 ○ その他 ()</p> <p>処理水量 (m³/日) () 人槽 放流水水質 (BOD ppm)</p> <p>ハ. フロア設置場所 ○ 機械室内 ○ 浄化槽内 ○ その他 ()</p> <p>その他 設置浄化槽型式決定後直ちに施工承諾申請図及び計算書を監督職員へ提出すること</p> <p>イ. 作業方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗淨吐出圧力70kg/cm²、吐出量25～70ℓ/minで清掃 清掃後、消毒剤にて消毒洗淨する ○ 屋内雑排水管 ○ 汚水管 ○ 大便器 ○ 小便器 ○ 洗面器 ○ 掃除流し ○ 事務室流し ○ 厨房流し ○ グリーストラップ ・ 洗淨吐出圧力70kg/cm²、吐出量40～70ℓ/minで清掃 清掃後、消毒剤にて消毒洗淨する ○ 屋外排水管 ○ 排水樹 ・ 洗淨吐出圧力70kg/cm²、吐出量40～70ℓ/minで清掃 ○ ルーフドレン管 <p>ロ. 消毒剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次亜塩素酸ナトリウム溶液 濃度 100mg/ℓ <p>換気ドレン、水抜ドレン、バルコニードレン及び耐火二層管は保温を施さない</p>
----------------------------------	--

- 給湯設備
- 衛生器具
- 消火設備
- ガス設備
- 厨房機器
- 環境配慮改修工事